

令和5年度

道内市町村消費生活相談窓口状況調査結果の概要

令和5年(2023年)12月

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

目 次

I 調査の内容及び結果等

1 調査内容

- (1) 調査の目的 1
- (2) 調査内容 1

2 調査結果

- (1) 消費生活相談窓口の設置状況 1
- (2) 消費生活相談窓口の運営形態 2
- (3) 消費生活相談窓口の広域連携の状況 2
- (4) 専任消費生活相談員の配置状況 2
- (5) 専任消費生活相談員の資格取得状況 3
- (6) 消費生活相談に従事する市町村（兼務）職員の配置及び資格取得状況 4
- (7) 知識、技能向上のための研修受講状況
 - ア 消費生活相談員の研修受講状況 5
 - イ 消費生活相談に従事する市町村（兼務）職員の研修受講状況 5
- (8) 消費生活相談の処理結果 6
- (9) 消費者教育・啓発等の取組 6
- (10) 訪問販売お断りステッカーの活用状況
 - ア 訪問販売お断りステッカーの作成・入手状況 7
 - イ 訪問販売お断りステッカーの活用状況 7
- (11) 迷惑・不審電話対応機能付き電話の導入状況 8

II 別紙

- 別紙1 市町村の消費生活センター設置状況 9
- 別紙2 広域連携により運営している地区等13
- 別紙3 主な消費者教育・啓発等の取組事例16
- 別紙4 訪問販売お断りステッカー活用状況31

I 調査の内容及び結果等

1 調査内容

(1) 調査の目的

市町村の消費生活相談窓口の状況や課題等を把握し、市町村に対して円滑な助言等を行うための資料とするとともに、各種統計データ、相談窓口の強化や啓発等の取組みなどの情報を市町村等と共有し、道内の消費者行政の活性化に資する。

(2) 調査内容

相談窓口の設置状況、相談員の配置状況、研修受講状況、相談の処理結果等の基本情報のほか、市町村における窓口強化等の取組状況を把握するための設問を設定。

2 調査結果

(1) 消費生活相談窓口の設置状況

道内全市町村の消費生活相談窓口の設置状況を見ると、全道の市町村で何らかの相談窓口を設置しており、その内容は、専門の「消費生活相談窓口」を設置している市町村が140市町村（78.2%）、「総合的な相談窓口」で消費生活相談を受け付けているのが9市町村（5.0%）、消費生活行政を担当する「課係等」で相談を受け付けているのが145市町村（81.0%）となっている。

なお、「消費生活相談窓口」を設置する市町村のうち、消費者安全法第10条第2項に規定する消費生活センターを設置する市町村は39市町村（21.8%）となっている。《別紙1参照》

また、「消費生活相談窓口」を設置している市町村においても、「課係等」の窓口を併設している市町村が多く、複数の窓口を設置している市町村は122市町村（68.2%）となっている。

【消費生活相談窓口の設置状況】

区分	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1
市町村数	179(100%)	179(100%)	179(100%)	179(100%)	179(100%)

【消費生活相談窓口の種類別設置状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数)

区分	消費生活相談窓口	種類別設置状況			
		うち消費生活センター	総合的な相談窓口	課係等	その他
市 35	35(100.0%)	28(80.0%)	2(5.7%)	14(40.0%)	0(0%)
町 村 144	105(72.9%)	11(7.6%)	7(4.9%)	131(91.0%)	0(0%)
合 計 179	140(78.2%)	39(21.8%)	9(5.0%)	145(81.0%)	0(0%)

※ 複数の窓口の設置や、広域連携を行っている市町村があるため、市町村数(179)と各窓口との計は一致しない。

※ 「消費生活センター」は、消費者安全法第10条第2項に規定する相談窓口。

【消費生活相談窓口の単一設置・複数設置別の状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数)

区分	単一窓口	複数窓口
市 35	16(45.7%)	19(54.3%)
町 村 144	41(28.5%)	103(71.5%)
合 計 179	57(31.8%)	122(68.2%)

(2) 消費生活相談窓口の運営形態

相談窓口を運営形態別に見ると、市町村「直営」が最も多く169市町村(94.4%)、次いで地元消費者協会等への「委託」が30市町村(16.8%)、団体への「補助」が4市町村(2.2%)、「指定管理者」が1市(0.6%)の順となっている。

【消費生活相談窓口の運営形態(R5.4.1現在)】

(市町村数)

区 分	運 営 形 態				
	直 営	委 託	指定管理者	補 助	
市	35	26(74.3%)	17(48.6%)	1(2.9%)	2(5.7%)
町 村	144	143(99.3%)	13(9.0%)	0(0%)	2(1.4%)
合 計	179	169(94.4%)	30(16.8%)	1(0.6%)	4(2.2%)

※ 複数の運営形態による窓口を設置している市町村があるため、市町村数(179)と運営形態別との計は一致しない。

(3) 消費生活相談窓口の広域連携の状況

相談窓口の広域連携の状況を見ると、全道では「中心市集約方式」が16地区、93市町村(52.0%)、「相互乗入方式」が1地区、5市町村(2.8%)、合わせて17地区、98市町村(54.7%)が広域連携体制を構築し、市町村「単独」での窓口設置は81市町村(45.3%)となっている。

なお、同一の消費者協会への委託により、3地区、6市町村は実質的な広域連携体制を構築している。
《別紙2参照》

【消費生活相談窓口の広域連携の状況(R5.4.1現在)】

(市町村数、地区数)

区 分		市	町村	計	広域連携地区
広域 連 携	中心市集約方式	14(40.0%)	79(54.9%)	93(52.0%)	16地区
	相互乗入方式	1(2.9%)	4(2.8%)	5(2.8%)	1地区
	小 計	15(42.9%)	83(57.6%)	98(54.7%)	17地区
単 独		20(57.1%)	61(42.3%)	81(45.3%)	
合 計		35(100.0%)	144(100%)	179(100.0%)	17地区

※ 中心市集約方式：協定等により、中心自治体が協定参加自治体住民全体の相談に対応する方式

※ 相互乗入方式：協定等により、協定参加自治体それぞれの住民が互いの相談窓口を利用できる方式

(4) 専任消費生活相談員の配置状況

消費生活相談員の配置状況を見ると、145市町村(81.0%)で229人が在籍しており、昨年4月1日現在の146市町村の226人から市町村数は1減少し、相談員は3人増加した。

相談員の身分別配置状況を見ると、「委託先職員」の配置が最も多く31市町村(141人)、次いで「会計年度任用職員」が32市町村(56人)、「補助先団体職員」が4市町村(18人)、「定数内職員」が4市町村(7人)、「指定管理者職員」が1市(4人)、「嘱託職員」が2町(2人)、「その他」が1町(1人)の順となっている。

【消費生活相談員の配置状況】

区 分	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
配置市町村数	144(80.4%)	143(79.9%)	144(80.4%)	146(81.6%)	145(81.0%)
消費生活相談員数	227	228	237	226	229

【消費生活相談員の身分別配置状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数、人)

区 分	上段：配置市町村 下段：在籍数(人)	市 町 村 配 置					補 助 先 団 体 職 員	そ の 他	広域連携 での配置	
		定数内職員	会計年度 任用職員	嘱託職員	委託先職員	指定管理者職員				
市	35	35 (100%)	2	16	0	17	1	2	0	2
相談員数	140	3	33	0	92	4	8	0	—	
町 村	144	110(76.4%)	2	16	2	14	0	2	1	73
相談員数	89	4	23	2	49	0	10	1	—	
合 計	179	145(81.0%)	4	32	2	31	1	4	1	75
相談員数	229	7	56	2	141	4	18	1	—	

※ 身分が異なる相談員を配置している市町村及び広域連携により他の構成市町村に相談員を配置する市町村があるため、配置市町村数と各区分ごとの市町村数の合計は一致しない。

※ 広域連携(中心市集約方式、相互乗入方式)で相談員を配置する市町村のうち、他の構成市町村に相談員が配置されている場合は、当該他の市町村の相談員数に計上。

(5) 専任消費生活相談員の資格取得状況

消費生活相談員の資格取得状況を見ると、全体の約3分の1に当たる81人が消費者安全法第10条の3に規定する「消費生活相談員」及び改正前の消費者安全法第10条第2項第1号に掲げる資格を有しており、最も多かったのは「消費生活相談員(国家資格)」の53人、次いで「消費生活専門相談員」の21人、「消費生活専門相談員」と「消費生活アドバイザー」の両資格を有するものが5人、「消費生活アドバイザー」が1人、「消費生活コンサルタント」が1人となっている。

これらの資格を有している者のうち、19人(23.5%)が不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条第1項に規定されている「みなし合格者」となっている。

資格取得状況を経験年数別に見ると、「6年以上」の相談員が53人(41.4%)と最も多く、次いで「3～6年」が16人(37.2%)、「0～3年」が12人(20.7%)の順となっている。

【消費生活相談員の身分別資格取得状況(R5. 4. 1現在)】

(人)

区 分	なし	あり		専 門 相 談 員		ア ド バ イ ザ ー		コ ン サ ル タ ン ト		専 門 相 談 員 ア ド バ イ ザ ー		消費生活 相 談 員 (国家資格)
		みなし 合格者	あり	みなし 合格者	あり	みなし 合格者	あり	みなし 合格者	あり	みなし 合格者		
市 町 村 配 置	定数内職員	7(3.1%)	6	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	会計年度任用職員	56(24.5%)	42	14	3	5	3	0	0	0	1	0
	嘱託職員	2(1.0%)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託先職員	141(61.6%)	77	64	15	13	10	1	1	1	0	4
	指定管理者職員	4(1.7%)	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	210(91.7%)	130	80	19	20	14	1	1	1	0	5
補助先団体職員	18(7.9%)	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1(0.4%)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計	229(100.0%)	148	81	19	21	14	1	1	1	0	5	4

※ 専門相談員：(独法)国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格、アドバイザー：(一財)日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格、コンサルタント：(一財)日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

※ 消費生活相談員：資格試験を行う機関に応じて、専門相談員またはアドバイザーの資格を同時に取得できる。

なお、本表では、消費生活相談員が取得した他の資格は計上していない。

【消費生活相談員の経験年数別資格取得状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数、人)

区分	なし	あり						消費生活 相談員 (国家資格)
			専門相談員	アドバイザー	コンサルタント	専門相談員 アドバイザー		
経験 年数	0～3年 58	46(79.3%)	12(20.7%)	0	0	0	0	12
	3～6年 43	29(62.8%)	16(37.2%)	1	0	0	1	14
	6年以上 128	75(58.6%)	53(41.4%)	20	1	1	4	27
合計	229	148(64.6%)	81(35.4%)	21	1	1	5	53

(6) 消費生活相談に従事する市町村（兼務）職員の配置及び資格取得状況

消費生活相談に携わる市町村職員の配置状況を見ると、162市町村で511人が配置されており、昨年度の163市町村、514人と比べ、市町村数は1市町村減少、配置人数は全道で3人減少した。

身分別に見ると、「定数内職員」が506名、「会計年度任用職員」が5名となっており、相談業務を委託したり広域連携による相談体制を構築したりしている市町村では、消費生活相談に従事する職員を配置していない場合もある。

なお、消費者安全法第10条の3に規定する「消費生活相談員」及び改正前の消費者安全法第10条第2項第1号に掲げる資格を有している職員はいない。

【職員の身分別配置状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数、人)

区分	上段：配置市町村 下段：配置数(人)	定数内職員			会計年度任用職員
		担当	主査・係長	主幹・課長以上	
市 35	25(71.4%)	23	21	23	3
職員数	101	41	28	29	3
町村 144	137(95.1%)	118	98	94	2
職員数	410	167	111	130	2
合計 179	162(90.5%)	141	119	117	5
職員数	511	208	139	159	5

※ 身分が異なる職員を配置している市町村があるため、配置市町村数と各区分ごとの市町村数の合計は一致しない。

【職員の資格取得状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数、人)

区分	なし	あり						消費生活 相談員 (国家資格)
			専門相談員	アドバイザー	コンサルタント	専門相談員 アドバイザー		
市 25	25(100.0%)	0(- %)	0	0	0	0	0	
職員数	101	0	0	0	0	0	0	
町村 137	137(100.0%)	0(- %)	0	0	0	0	0	
職員数	410	0	0	0	0	0	0	
合計 162	162(100.0%)	0(- %)	0	0	0	0	0	
職員数	511	0	0	0	0	0	0	

(7) 知識、技能向上のための研修受講状況

新卒の商法や悪質な手口が次々と現れる中、相談業務に携わる相談員や職員は、このような苦情相談に対応するために必要な最新の知識や技能の習得に努めることが求められる。

ア 消費生活相談員の研修受講状況

令和4年度の相談員(229人)の研修受講状況を見ると「国民生活センターが実施する研修」への参加が最も多く延べ293回、次いで、「北海道が実施する研修」が延べ263回、「その他の研修、講座等」が延べ152回、「市町村が実施する独自研修」への参加が延べ83回、(一社)北海道消費者協会が実施する「消費生活リーダー養成講座」への参加が延べ19回となっている。

なお、1人当たりの受講回数は3.54回となっており、相談員は、最新の知識や技能の習得に努めているものと考えられる。

【消費生活相談員の身分別研修受講状況(R4年度)】

(回)

区分	定数内職員					会計年度任用職員					嘱託職員					臨時職員									
	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他					
市	0	4	0	22	2	0	50	1	31	51	0	8	0	7	6	0	0	0	0	0					
町村	0	0	0	0	0	3	30	6	20	9	0	9	0	11	7	0	1	1	1	1					
合計	0	4	0	22	2	3	80	7	51	60	0	17	0	18	13	0	1	1	1	1					
区分	委託先職員					補助先団体職員					指定管理者職員					その他									
	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他					
市	80	89	3	138	33	0	2	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0					
町村	0	67	8	58	39	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	80	156	11	196	72	0	4	0	0	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0					
区分	計																								
	独自	道研修	リーダー	国セン	その他																				
市	80	154	4	203	92																				
町村	3	109	15	90	60																				
合計	83	263	19	293	152																				

イ 消費生活相談に従事する市町村(兼務)職員の研修受講状況

令和4年度の市町村職員(511人)の研修受講状況を見ると、「北海道が実施する研修」への参加が最も多く延べ89回、次いで(一社)北海道消費者協会が実施する「その他の研修、講座等」への参加が延べ14回、「国民生活センターが実施する研修」への参加が延べ13回、「消費生活リーダー養成講座」への参加が延べ12回、「市町村が実施する独自研修」が延べ7回となっている。

市町村職員の1人当たりの受講回数は0.26回と、昨年度(0.29回)と比べて減少しており、市町村担当職員の相談処理に必要な知識や技能の習得が今後の課題となっている。

【市町村職員の研修受講状況（R4年度）】

(回)

区分	定数内職員					会計年度任用職員					嘱託職員					臨時職員				
	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他	独自	道研修	リーダー	国セン	その他
市	6	29	0	8	4	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村	1	59	12	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	88	12	13	11	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	計				
	独自	道研修	リーダー	国セン	その他
市	6	30	0	8	7
町村	1	59	12	5	7
合計	7	89	12	13	14

(8) 消費生活相談の処理結果

令和4年度の市町村における処理件数を見ると、消費生活相談の「受付件数」は26,878件で、昨年度の受付件数27,152件に対して274件(1.0%)減少した。

このうち「問合せ・要望」は2,564件となっており、昨年度の3,312件に対して748件(22.6%)減少した。

また、「苦情処理件数」は24,314件で全体の約90.5%を占めているが、昨年度の23,840件に対して474件(2.0%)増加した。

苦情処理件数の内訳としては、「助言（自主交渉）」が最も多く15,535件(63.9%)、次いで「その他情報提供」が3,867件(15.9%)、「あっせん解決」が3,102件(12.8%)、「他機関紹介」が516件(2.1%)、「処理不要」が510件(2.1%)等、次表のとおりとなっており、構成比は昨年度と概ね同じとなっている。

【消費生活相談の処理結果（R4年度）】

(件)

区分	受付件数 合計	問合せ・要望	苦情処理件数	他機関 紹介	助言 (自主交渉)	その他 情報提供	あっせん 解決	あっせん 不調	処理 不能	処理 不要	その他
市	24,891 (100.0%)	2,270 (9.1%)	22,621 (90.9%)	406 1.8%	14,568 64.4%	3,610 16.0%	2,817 12.5%	233 1.0%	204 0.9%	471 2.1%	312 1.4%
町村	1,987 (100.0%)	294 (14.8%)	1,693 (85.2%)	110 6.5%	967 57.1%	257 15.2%	285 16.8%	10 0.6%	7 0.4%	39 2.3%	18 1.1%
合計	26,878 (100.0%)	2,564 (9.5%)	24,314 (90.5%)	516 2.1%	15,535 63.9%	3,867 15.9%	3,102 12.8%	243 1.0%	211 0.9%	510 2.1%	330 1.3%

(9) 消費者教育・啓発等の取組

消費者教育・啓発等については、91市町村で186事業の取組が行われた。《別紙3参照》

主な取組としては、専門家を招いた消費生活に関する講座やセミナーの開催、パネル展、街頭啓発など、それぞれの市町村において様々な取組が行われているほか、近年、ごみ減量、食品ロスといったエシカル消費に対する関心が高まっており、これらをテーマとした研修会が開催されている。

こうした取組は、5月の消費者月間や10月の食ロス削減月間に実施されたり、集客が見込める商業施設、地域のイベントに合わせて実施されているものが多い。

また、高齢者の特殊詐欺等による被害が後を絶たないため、高齢者を対象とした事業も多く、年金支給日に併せた金融機関での啓発や、老人大学等での講演会の開催など、様々な方法により、各市町村では高齢者の各種消費者被害の未然・拡大防止に努めている。

さらに、成年年齢の引下げに伴い、高校、成人式において、トラブルになりやすい悪質商法に対する注意喚起や出前講座を行うなど、若年層の消費者教育にも力を注いでいる。

(10) 訪問販売お断りステッカーの活用状況

ア 訪問販売お断りステッカーの作成・入手状況

令和4年度の訪問販売お断りステッカーを作成・入手の実績を見ると、自らステッカーを作成・入手している市町村は11市町村で14,583枚、消費者協会等の団体のステッカーを作成・入手している市町村は6市町村で3,300枚となっており、延べ17市町村で17,883枚の訪問販売お断りステッカーを作成・入手している。

令和5年度の訪問販売お断りステッカーの作成・入手の予定を見ると、自らステッカーを作成・入手を予定している市町村は11市町村で22,705枚、消費者協会等の団体のステッカーを作成・入手を予定している市町村は8市町村で1,840枚となっており、延べ19市町村で24,525枚の訪問販売お断りステッカーを作成・入手する予定である。

【訪問販売お断りステッカー作成・入手状況】

(枚)

区 分	令和3年度まで	令和4年度	令和5年度	計
市町村が作成・入手	1,347,073	14,583	22,705	1,384,361
市町村消費者協会等団体が作成・入手	74,840	3,300	1,840	79,980
計	1,496,753	17,883	24,525	1,464,341

※令和5年度は予定枚数

イ 訪問販売お断りステッカーの活用状況

令和4年度の訪問販売お断りステッカーの活用実績を見ると、自ら作成・入手したステッカーを活用しているのは50市町村で21,578枚、消費者協会等の団体が作成・入手したステッカーを活用しているのは19市町村で8,828枚で、延べ69市町村で30,406枚の訪問販売お断りステッカーを活用している。

令和5年度の訪問販売お断りステッカーの活用予定を見ると、自ら作成・入手したステッカーの活用を予定しているのは45市町村で26,605枚、消費者協会等の団体が作成・入手したステッカーの活用を予定しているのは16市町村で5,620枚で、延べ61市町村で32,225枚の訪問販売お断りステッカーの活用を予定している。

全道では令和5年度の予定を含め1,473,530枚のステッカーが活用されており、これを世帯数（住民基本台帳（令和5年1月1日現在））での普及率を見ると、約半数の世帯で活用されている。《別紙5参照》

【訪問販売お断りステッカー活用状況】

(枚)

区 分	令和3年度まで	令和4年度	令和5年度	計
市町村が作成・入手分を活用	1,316,208	21,578	26,605	1,364,391
市町村消費者協会等団体が作成・入手分を活用	94,691	8,828	5,620	109,139
計	1,410,899	30,406	32,225	1,473,530

※令和5年度は予定枚数

(11) 迷惑・不審電話対応機能付き電話機の導入状況

令和4年度に住民向けに「迷惑・不審電話対策機能付き電話機（録音機能アナウンス付電話機、迷惑電話防止機能付き電話機等）」の普及・促進を図る取組（助成・あっせん、公費による購入配布、貸出等）を行った実績及び令和5年度の予定を聞いたところ、令和4年度に取り組んでいる市町村が20市町村（11.2%）、令和5年度から取り組んでいる市町村が5市町村（2.8%）、取り組んでいないが今後検討する市町村が15市町村（8.4%）、今後も検討する考えがない市町村が115市町村（64.2%）となっている。

【迷惑・不審電話対応機能付き電話の導入状況(R5. 4. 1現在)】

(市町村数)

区分	令和4年度に取り組んだ。引き続き令和5年度も取り組んでいる。	令和4年度に取り組んだが令和5年度は取組予定なし。	令和5年度から新規に取り組んでいる。	令和4年度も5年度も取り組んでいないが、今後取組を検討することを考えている。	令和4年度も5年度も取り組んでいないし、今後も取組を検討する考えはない。	
市	35	5(14.3%)	0(0%)	1(2.9%)	1(2.9%)	27(77.1%)
町村	144	15(10.4%)	0(0%)	4(2.8%)	14(9.7%)	88(61.1%)
合計	179	20(11.2%)	0(0%)	5(2.8%)	15(8.4%)	115(64.2%)

※未回答の市町村があるため、市町村数の合計は一致しない。

Ⅱ 別紙

市町村の消費生活センター設置状況

(R5. 4. 1 現在)

市町村名	運営形態			運営主体	名称	所在地	開設日時	
	直営	委託	指定管理 補助					
札幌市		○		(公社)札幌消費者協会	札幌市消費者センター 消費生活相談室	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階	月～金	窓口 9:00～16:30 電話 9:00～19:00
函館市			○	函館消費者協会 (指定管理者)	函館市消費生活センター	函館市梁川町10番25号 テーオーデパート6階 [9/4移転後]函館市美原1丁目26番8号 (亀田支所1階)	月～日 (12/28～1/3休 所) [9/4移転後] 月～金	月～土 10:00～16:00 日・祝日 11:00～16:00 [9/4移転後] 9:00～17:30
小樽市		○		小樽消費者協会	小樽・北しりべし消費者センター	小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館5階	月～金	9:00～17:00
旭川市		○		(一社)旭川消費者協会	旭川市消費生活センター	旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階	月～金	9:00～17:00
室蘭市		○		室蘭市	室蘭市消費生活センター	室蘭市幸町1-2 市役所本庁舎1階	月～金	9:00～17:00
釧路市		○		釧路消費者協会	釧路市消費生活相談室	釧路市黒金町7丁目5 市役所2階	月～金	10:00～15:30
帯広市		○		(一社)帯広消費者協会	帯広市消費生活アドバイスセンター	帯広市西4条南13丁目 とかちプラザ1階	火～土	10:00～17:00
北見市		○		(一社)北見消費者協会	北見市消費生活センター	北見市大通西2丁目1 まちきた大通ビル5階	月～金	10:00～16:00
岩見沢市		○		岩見沢消費者協会	岩見沢市消費者センター	岩見沢市4条西3丁目1-1 であえーる4階	月～金	9:00～17:00
網走市		○		網走消費者協会	網走市消費者相談室	網走市駒場南1丁目4-1 ふれあい活動センター内	月～金	10:00～16:00
留萌市		○		留萌消費者協会	留萌消費生活相談窓口	留萌市明元町6丁目22-1 留萌消費者センター1階	月～金	10:00～15:00

市町村名	運営形態			運営主体	名称	所在地	開設日時	
	直営	委託	指定管理 補助				月～金	開設日時
苫小牧市	○			苫小牧消費者協会	苫小牧市消費者センター	苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階	月～金	8:45～17:15 (第2・第4金 20:00まで)
稚内市	○			稚内市	稚内市消費者センター	稚内市中央4丁目16番2号 稚内市保健福祉センター2階	月～金	10:00～16:00
美唄市	○			美唄消費者協会	美唄市消費生活センター	美唄市西3条南1丁目1-1 美唄市役所1階	月、火、木、金	10:00～15:00
芦別市	○			芦別市	芦別市消費生活相談窓口	芦別市北1条東1丁目3	月～金	8:30～17:15
江別市	○			江別消費者協会	江別市消費生活センター	江別市高砂町6 市役所第2別館2階	月～金	9:00～17:00
紋別市	○			紋別市	紋別市消費者センター	紋別市幸町5丁目24番1号 オホーック交流センター2階	月～金	10:00～16:30
士別市	○			士別市	士別地区広域消費生活センター	士別市東6条4丁目1番地 士別市役所自治環境課内	月～金	8:30～17:15
名寄市	○			名寄市	名寄市消費生活センター	名寄市東1条南7丁目1-10 駅前交流プラザ「よろーな」2階	月～金	9:15～16:00
根室市	○			根室市	根室市消費生活センター	根室市常盤町2丁目27 市役所1階	月～金	9:00～17:00
千歳市	○			千歳市	千歳市消費生活センター	千歳市東雲町2丁目34 市役所第2庁舎2階	月～金	9:00～17:00
滝川市	○			滝川市	滝川地方消費者センター	滝川市大町1丁目2番15号 市役所くらし支援課内	月～金	9:00～16:00
深川市	○			深川市	深川地域消費者センター	深川市3条18-36 働く婦人の家内	月～金	10:00～16:00
富良野市	○			富良野市	富良野市消費生活センター	富良野市弥生町1-1	月～金	9:00～16:00
登別市	○			登別市	登別市消費生活センター	登別市中央町6丁目11	月～金	9:00～17:30

市町村名	運営形態		運営主体	名称	所在地	開設日時	
	直営	委託 指定管理 補助				月～金	開設日時
恵庭市	○		恵庭市消費者協会	恵庭市消費生活センター	恵庭市黄金南1丁目3-10	月～金	10:00～17:00
北広島市	○		北広島消費者協会	北広島市消費生活センター	北広島市中央4丁目2-1 市役所4階	月～金	10:00～15:00
石狩市	○		石狩市	石狩市消費生活センター	石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所 1階	月～金	10:00～16:00
二セコ町	○		ようてい地域消費生活 相談窓口運営協議会	ようてい地域消費生活相談窓口	二セコ町字富士見55 二セコ町役場内	月～金	8:40～17:15
岩内町	○		岩内町	岩内消費生活相談センター	岩内町字高台6	月～金	月 9:00～15:00 火～金 9:00～12:00
上砂川町	○		上砂川町	上砂川町消費生活センター	上砂川町中央北1条5丁目1-7	月～金	8:45～15:00
美幌町	○		美幌消費者協会	美幌町消費生活センター	美幌町字東3条北2丁目1 保健福祉総合センター内	月～金	10:00～16:00
白老町	○		白老町	白老町消費生活センター	白老町大町1丁目1-1	月～金	月～木 9:00～16:00 金 9:00～15:00
浦河町	○		浦河町	浦河町消費生活センター	浦河町大通3丁目52 総合文化会館2階	月～金	10:00～16:00
音更町	○		音更町消費者協会	音更町消費生活センター	音更町木野西通17丁目1 共栄コミュニティセンター1階	月～土	9:00～17:00
清水町	○		清水消費者協会	清水町消費生活センター	清水町南3条2丁目1 保健福祉センター内	月～金	10:00～15:00

市町村名	運営形態			運営主体	名称	所在地	開設日時	
	直営	委託	指定管理 補助					
芽室町		○		芽室消費者協会	芽室町消費生活センター	芽室町本通1丁目19 めむろーど3階	月～金	10:00～16:00
幕別町	○		幕別町	幕別町消費生活センター	(幕別相談室)	幕別町本通130番地1 幕別町役場内	火・木	9:00～16:00
					(札内相談室)	幕別町札内青葉町311番地11 札内コミュニティプラザ内	月～金	9:00～16:00 (第1,3,5水 19:00まで)
中標津町	○		中標津町	中標津町消費生活センター	(忠類相談室) 幕別町忠類錦町439番地1 忠類コミュニティセンター内	第2・4水	9:00～16:00	
中標津町	○		中標津町	中標津町消費生活センター	中標津町丸山2丁目22	月～金	10:00～16:00	

*消費者安全法第10条第2項に規定する基準を満たす消費生活センター

2018 1 0

広域連携により運営している地区等

(R5. 4. 1現在)

1 富良野地区

- (1) 参加自治体：富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村 [5市町村]
(2) 窓口設置場所：富良野市（富良野消費生活センター）
(3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
(4) 設置日：平成18年4月1日

2 釧路地区

- (1) 参加自治体：釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、
白糠町 [8市町村]
(2) 窓口設置場所：釧路市（釧路市消費生活センター）
(3) 連携形態：事務の委託（地方自治法第252の14）
(4) 設置日：平成20年4月1日

3 中空知地区

- (1) 参加自治体：滝川市、赤平市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町 [7市町]
(2) 窓口設置場所：滝川市（滝川地方消費者センター）
(3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
(4) 設置日：平成22年4月1日

4 岩内地区

- (1) 参加自治体：岩内町、島牧村、寿都町、共和町、泊村、神恵内村 [6町村]
(2) 窓口設置場所：岩内町（岩内消費生活相談センター）
(3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
(4) 設置日：平成22年4月1日

5 ようてい地区

- (1) 参加自治体：ニセコ町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町 [7町村]
(2) 窓口設置場所：ニセコ町（ようてい地域消費生活相談窓口）
(3) 連携形態：協議会（地方自治法第252の2の2）
(4) 設置日：協議会～平成22年4月1日（※ 窓口開設～平成22年6月1日）

6 南空知地区

- (1) 参加自治体：栗山町、南幌町、由仁町、長沼町 [4町]
(2) 窓口設置場所：栗山町（南空知消費生活相談室）
(3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
(4) 設置日：平成23年4月1日

7 小樽・北しりべし地区

- (1) 参加自治体：小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 [6市町村]
- (2) 窓口設置場所：小樽市（小樽・北しりべし消費者センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成23年4月1日

8 上川中部地区

- (1) 参加自治体：旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町 [8市町]
- (2) 窓口設置場所：旭川市（旭川市消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成23年4月1日

9 上川北部（士別）地区

- (1) 参加自治体：士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町 [4市町]
- (2) 窓口設置場所：士別市（士別市消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成23年4月1日

10 音更地区

- (1) 参加自治体：音更町、士幌町 [2町]
- (2) 窓口設置場所：音更町（音更町消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成23年4月1日

11 北空知地区

- (1) 参加自治体：深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町 [5市町]
- (2) 窓口設置場所：深川市（深川地域消費者センター）
- (3) 連携形態：事務の委託（地方自治法第252の14）
- (4) 設置日：平成23年9月1日

12 渡島地区

- (1) 参加自治体：函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町 [11市町]
- (2) 窓口設置場所：函館市（函館市消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成24年4月1日

13 宗谷地区

- (1) 参加自治体：稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 [10市町村]
- (2) 窓口設置場所：稚内市（稚内市消費者センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成24年4月1日

14 根室地区

- (1) 参加自治体：根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 [5市町]
- (2) 窓口設置場所：参加自治体の各相談窓口
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成24年4月1日

15 名寄地区

- (1) 参加自治体：名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町 [5市町村]
- (2) 窓口設置場所：名寄市（名寄地区広域消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成25年4月1日

16 美幌地区

- (1) 参加自治体：美幌町、津別町 [2市町]
- (2) 窓口設置場所：美幌町（美幌町消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成28年4月1日

17 北見地区

- (1) 参加自治体：北見市、訓子府町、置戸町 [3市町]
- (2) 窓口設置場所：北見市（北見市消費生活センター）
- (3) 連携形態：協定（協定書、覚書）
- (4) 設置日：平成29年4月1日

計 17地区 98市町村

※ 岩見沢市と月形町は岩見沢消費者協会に、江別市と新篠津村は江別消費者協会に、中札内村と更別村は中札内消費者協会にそれぞれ業務委託し、実質的な広域連携体制により運用されている。

主な消費者教育・啓発等の取組事例

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
札幌市	消費者教育映像制作及び広報啓発	令和4年11月～ 令和5年3月	若年層に多い消費者トラブル及び若年層に限らず札幌市消費者センターに多く相談が寄せられる消費者トラブルについての消費者教育映像を作成。当該映像をYouTube、Tver、TVCM、銀行ATM等の媒体を用いて放映し、消費者トラブルの啓発及び相談先としての消費者センターの周知を行った。
	令和5年度子どもの製品事故防止に係る出張講座	令和5年9月～ 令和6年3月	子育てサロン等の親子が集まる場所において、子どもの製品事故防止を主とした消費者教育について学べる絵本の読み聞かせや、消費者庁等が公表している情報を基に、最新の子どもの事故事例やその対処法、事故防止に効果的な商品等、子どもの製品事故防止に係る情報提供・啓発を行う。
小樽市	消費者月間パネル展	令和4年5月16日～ 令和4年5月31日	市民の消費者被害防止への知識向上のため、市役所渡り廊下においてパネル展を開催。 令和4年度は「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマとして、成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者トラブルを防止する目的のパネルやポスターを掲示し、市役所来庁者に対し啓発を行った。
	商店街での街頭啓発活動	令和4年5月18日	市民の消費者被害防止への意識向上のため、市内商店街にて啓発活動を実施。 啓発グッズを配布しながら特殊詐欺等への心構え等の啓発を行った。
	消費者まつり	令和4年10月1日	市民の消費者被害防止への知識向上のため、市内商店街にて啓発活動を実施。 暮らしに関するさまざまなテーマで、各種団体がブースを出展し、安全で豊かな暮らしのための知識の普及をすすめるとともに、消費者被害防止のための啓発グッズの配布を行い啓発を行った。
	高齢者向け市民講座	令和5年2月13日	市民の消費者被害防止への意識向上のため、特に高齢者の市民を対象とした講座を開催した。 講座のテーマを「激動する終活事情～納骨堂が破綻する時代に知っておきたいお墓の話」と題し、終活に関わる様々な問題についての知識を提供することで啓発を行った。
函館市	出前講座	通年	消費生活センターおよびくらし安心課において、市内の団体等の要望に応じ、職員や相談員等を派遣し、「賢い消費者になるために（消費生活センター）」「よく考えよう！お金の話（くらし安心課）」等をテーマに、悪質商法の手口の紹介や多重債務に陥らないための金融知識について講座を実施した（実施回数12回、延べ受講者数557名）。 令和5年度も同テーマで実施予定。
	高等学校卒業予定者向け啓発事業	12月	令和4年度は市内の高等学校卒業予定者に対し消費者トラブル未然防止啓発パンフレットを配布した。令和5年度も実施予定。
旭川市	移動パネル展	令和4年8月5日～ 令和5年3月3日	神楽公民館等市内4箇所の公共施設等で順次啓発パネル等を掲示。 掲示場所：神楽公民館、東部老人福祉センター、障害者福祉センター、永山市民交流センター
	消費者協会事業補助金	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	消費者啓発活動を実践する地元消費者協会に補助金を交付し、補助を受けた同協会において、消費者出前講座20回、消費者セミナー2回、街頭啓発を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
旭川市	リフォーム作品展	令和5年3月15日～ 令和5年3月16日	消費生活自主研修グループによる使わなくなった衣類等をアクセサリや小物、洋服等に再利用した作品の展示会を行った。
	消費者月間啓発パネル展	令和4年5月9日～ 令和4年5月31日	消費者月間である5月に、メガセントラリアル旭川店「旭川市情報コーナー」において啓発パネルを掲示した。
	あさひかわ消費生活展2022	令和4年10月1日～ 令和4年10月2日	消費生活に関する情報を市民に提供し、消費生活に関する知識の普及並びに安定と向上を目的に、一般社団法人旭川消費者協会と共催で開催した。 <内容> ・消費生活センターによるパネル展示、休日消費生活相談 ・日本FP協会道北支部、旭川弁護士会、北海道農政事務所、計量検査所によるパネル・ポスター展示 ・消費生活自主研修グループ萩の会による作品展示 ・(一社)旭川消費者協会によるパネル展示、地産地消活動、消費者ひろば作品展示、フリーマーケット、消費者セミナー等
室蘭市	出前講座	随時(全23回)	町内会、老人クラブ、小学生、高校生等の団体を対象に、受講希望の団体に相談員を派遣し、トラブルになりやすい悪質商法の手口や対策について情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図った
	若年層への消費者教育啓発パンフレットの作成・配布	7月	小学生、中学生、高校生・若者向けに、各年代に合ったテーマで、消費生活の正しい知識を習得させ、消費者トラブルを未然防止することを目的に、オリジナルパンフレットを作成・配布し、消費者教育の普及を図った。
釧路市	消費者月間・消費生活講座	5月・10月	【消費者月間】 5月の消費者月間中に下記の事業を行った。 (1) パネル展 (2) 市関連施設への消費者被害防止リーフレット等啓発資材の設置 【消費生活講座】 「楽しく学んで めざそう かしこい消費者を」をテーマに講座を実施した。 (1) 北海道米消費拡大事業「道産米を使った料理教室」 (2) 牛乳・乳製品消費拡大事業「牛乳・乳製品を使った料理教室」
	消費生活出前講座	随時	市内高校及び一般団体を対象に、釧路市に寄せられる直近の相談情報等をテーマに、講座を実施予定。
帯広市	「消費生活安全安心ガイド」の全戸配布による啓発	11月	詐欺や悪質商法などの手口と対処法を一覧にしたパンフレットを広報紙に折込み全戸配布し、広く市民の消費者トラブルの未然防止を図った。 令和5年度も実施予定。
	消費者被害予防講座【高校・専門学校対象】	令和4年5月13日～ 令和5年3月22日	高校6校、専門学校1校において、23講座1,298人に啓発用パンフレットを配布し、啓発用のDVDや寸劇を取り入れた消費者被害予防講座を実施した。 令和5年度も同様に実施していく。
北見市	消費者月間啓発事業	令和4年5月17日～ 令和4年5月31日	北見市、(一社)北見消費者協会が共催し、市内商業施設及び各総合支所展示スペースにて消費者月間パネル展を開催した。あわせて、北見警察署から提供された特殊詐欺啓発動画を北見市役所本庁舎1階の多目的ディスプレイで期間中放映した。中央図書館に消費者月間のテーマに沿った本を集めた図書コーナーを設置した。
	みんなの消費生活展	令和5年10月7日	市内商業施設にて、北見市、(一社)北見消費者協会が共催して実施。関連団体が参加し、消費生活に関する体験コーナーや展示を行う予定
	消費生活とくらしのパネル展	令和4年11月9日～ 令和4年11月13日	テーマ「食品ロスと環境問題を考えよう！」 市内商業施設にて北見市、(一社)北見消費者協会、が共催で実施

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
岩見沢市	出前消費者講座	随時	学校や町内会等からの申し込みがあれば、講師を派遣し消費者被害者等の実例を通して、悪質商法への適切な対処など、日々暮らしに役立つ消費生活の基礎知識の普及啓発と自立した消費者の支援、育成を図った。
	消費生活展（参加）での啓発	令和4年9月18日	市民を対象に合理的で安全な消費生活のあり方を啓発し、併せて消費者意識の向上を図った。 R4テーマ「持続可能な生活に向けて～今始めよう！SDGs～」
網走市	消費者月間啓発運動	令和4年4月28日～ 令和4年5月31日 パネル展示	市役所ロビーで消費者の意識を高めるようなパネルを展示する。
	くらしの出前講座（消費者教育講座）	令和4年11月4日、 11月16日、12月9日、 12月12日、令和5年1月10日、 1月27日、2月8日、 2月20日（全9回）	高齢者を標的とした、振り込め詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などのいわゆる「特殊詐欺」の被害が後を絶たないことから、手口やトラブルの事例を伝える講座を開催し、詐欺被害の未然防止を図るもの。
	特殊詐欺啓発ラジオ放送	令和4年11月～ 令和5年2月	・市内コミュニティFMで令和4年11月～令和5年2月の期間に10分間6種類を月4回計16回放送。 ・市内高校の放送局に協力いただきラジオ番組を事前収録した。高校生自ら成年年齢引き下げに関することや悪質商法、特殊詐欺について発信することで、多くの市民に消費者問題の周知を図った。
	SDGsセミナー 「世界につながる私とSDGs～日常からできることは？」	令和4年9月11日	【講師】ワークショップデザイン describe with 高橋 優介氏 フードロス等の身近な課題を通じて、SDGsとは何かを学習し、自分たちが今できることをワークショップ形式で考えた。
留萌市	留萌市消費者セミナー（終活セミナー）	令和5年3月16日	高齢化・単身化が増加する中、終活による生前整理の意識を身につけることを目的に、終活カウンセラー講師を招き、終活の基礎知識とエンディングノートの書き方を内容とした終活セミナーを実施した。
	留萌市消費者セミナー	未定	心身の健康管理や社会の諸問題について学習するために、市が開設し指定管理事業で運営している高齢者大学（あかしあ大学）の生徒に対し、消費被害相談の多い事例や解決策等の情報を提供する消費者セミナーを開催する予定。
苫小牧市	消費者被害防止講座（出前講座・出前寸劇）	通年	・消費者被害防止のため、町内会、老人クラブ、高校・大学、地域包括支援センター等へ、講座（出前講座・出前寸劇）の案内を送付（159件）し、開催を呼びかけた。 ・実施状況：開催回数20回（出前講座のみ：7回 出前講座＋出前寸劇：12回 寸劇のみ：1回）延べ参加人数532人 ・主催別：町内会（3回）、老人クラブ（2回）、地域包括支援センター（8回）、長生大学（5回）、高校等（2回）
	消費生活講演会	令和5年3月11日	テーマ：市民参加型の食を中心としたSDGs推進の取組 講師：生活協同組合コープさっぽろ 組合員活動部 環境推進グループ長 鈴木 昭徳氏 参加者：21名
稚内市	合同消費者被害防止啓発	令和4年4月15日、 6月15日、8月15日、 10月14日、12月15日	年金支給日に合わせ、稚内信用金庫と稚内警察署と合同で街頭啓発を実施。 店舗入り口及びATM付近において、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の防止を呼びかけるとともに、関係機関の連絡先を記載した啓発品を配布した。
	消費生活パネル展	令和4年4月28日～ 令和4年5月31日 令和4年10月2日～ 令和4年10月16日	消費者月間である5月、例年本市で開催している消費生活展として10月にパネル展を実施。 消費生活相談事例の紹介、相談機関の連絡先について発信を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
美唄市	消費者月間（パネル展）	5月中	庁舎内展示スペースにて、消費者に対するチラシなどを貼り、啓発を行う。
芦別市	地域をまわる暮らしの講座	通年	悪徳商法や特殊詐欺などの消費生活に関することについて、町内会や老人クラブ等で講演し、啓発を図った
	「消費生活相談情報」の発行	偶数月（年6回発行）	消費者トラブルや詐欺被害に遭わないよう、未然防止を目的として国内の事例等を掲載したチラシを作成し、町内会に回覧することで啓発を図った。
江別市	消費者のひろばパネル展	令和4年11月20日～ 令和4年11月22日	消費者被害の未然防止や食品ロス削減の取り組みなどを啓発するために、パネル展を実施した。
紋別市	消費者被害防止の為の各種啓発	随時	・大型店舗前啓発 ・ATM前啓発 ・乳幼児検診、乳がん検診、総合検診時啓発
	出前講座	令和4年4月、随時	高齢者センターにおいて、地元警察署の警察官とともに、当市職員及び消費者センター相談員から特殊詐欺被害防止に関する講話を行った。
士別市	【事業1】消費者教育事業（学校での消費者教育・消費者被害防止訪問講座）通年	学校での消費者教育 平成22年4月～ 悪質商法被害防止訪問講座 昭和62年度～ 劇団さくら 平成16年8月～	住民が学校・地域・家庭・職域など様々な場を通じて学習できる体系的な消費者教育を目指している。 【生徒（学校）職員（職域）保護者（家庭）】安全・契約取引・情報・環境の4つの主要カテゴリを設定し、「実社会で行動できる力」を身につけることを目標とし、授業プログラム・副読本を各学校へ35回配付。 【地域・職域・家庭】実際に市内で起きた悪質商法の手口等を寸劇とし、講座の中に盛り込んだ「消費者被害防止出前講座」を消費者協会理事と消費生活相談員で構成された「劇団さくら」が23回実施。
	【事業2】消費生活見守りサポーター養成講座（年1回開催 見守り活動：通年）	令和5年3月13日～ 令和5年3月14日	悪質商法・特殊詐欺・架空請求など、高齢者をターゲットにした消費者トラブルが後を絶たないなか、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に「消費生活見守りサポーター養成講座」を開催した。「消費生活見守りサポーター」は、高齢者や障がい者などが被害にあいやすい消費者トラブルについて、基本的な知識を学び、日常生活の中で地域の高齢者などへの情報提供やトラブルを抱えている方を見守り、相談窓口につながるパイプ役を担っている。 受講者数延べ192名
名寄市	消費生活セミナー「見落としを防ぐ広告表示の見分け方」～広告にだまされない視点を学ぶ～	令和4年6月18日	購入トラブルにつながりやすい点、広告を見る際に「どこに」注意がいきやすいか「なにが」読み取れるかという観点から、認知心理学の知見に基づいて説明。
	消費生活セミナー「インターネット・スマホのモラル講座」	令和4年7月4日～7月19日、9月9日、9月26日、令和5年1月27日	インターネットに潜む危険性やコミュニケーションマナー、安全な使い方やトラブル予防について学ぶ。
	消費生活セミナー「若者からシニアまで 身近にひそむ消費者トラブル」	令和4年8月6日	今年4月の成人年齢18歳引き下げを契機に、悪質商法など若者の消費者トラブル増加が懸念されている中、近年実際に起きている悪質商法の典型的な手口を知り、事例に学んで予防する。
	消費生活セミナー「エンディングノートで終活を学ぶ」	令和4年11月12日	自分らしさを見つけ、これからの生活を明るく生き生きと暮らしていくために、終活に欠かせない最初のステップ「エンディングノート」を使い、書き方のポイントや活用法を学ぶ。
	消費生活セミナー「寸劇で学ぶ法律の話」～あなたの身近で起きている高齢者いじめ～	令和5年2月25日	高齢者をめぐるトラブル、虐待や年金の使い込みなど、高齢者の生活を守るための法律の知識を寸劇をまじえて解説。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
名寄市	消費生活セミナー「身近な家電製品のトラブル事例」～最近の商品テストから～	令和5年6月17日	わたしたちの生活に欠かせない家電製品。便利な一方で思わぬトラブルや事故になることも。さまざまな事例から、いま一度家電の正しい使い方を学ぶ。
	消費生活セミナー「インターネット・スマホのモラル講座」	令和5年7月3日～ 令和5年7月19日 令和5年9月15日	インターネットに潜む危険性やコミュニケーションマナー、安全な使い方やトラブル予防について学ぶ。
	消費生活セミナー「だましの手口とだまされる心理」～あなたは大丈夫？ 断り方のコツを学ぶ～	令和5年8月19日	どうして人はだまされるのか。「自分はだまされない」と言う人ほどだまされる。詐欺師の心理誘導テクニックを知って、詐欺被害を未然に防ぐ。
三笠市	第43回みんなの消費生活展	令和4年7月26日	テーマ「地球にやさしい消費者へ」 (内容) ・地球温暖化対策のパネル展示 ・手作り雑貨等の即売コーナー ・衣類のリサイクル(即売コーナー) ・地元野菜などの販売コーナー ・牛乳の無料配布(ホクレンの協力による乳製品の消費拡大)
	くらしのセミナー	令和4年11月18日	北海道消費者協会から講師をお招きし、「環境に優しい暮らし方～地球温暖化と私たちの生活～」をテーマにセミナーを開催した。
根室市	町会出前講座	令和4年9月29日	「高齢者が特殊詐欺にあわないための対応」をテーマに、町会役員等が知識を深め、更なる資質向上を図ることで、被害防止に努めるもの。
	年金支給日街頭啓発	令和4年10月14日	年金支給日に、市内大型店舗前にて啓発パンフレット等の配布を行った。 令和5年度についても、同様の時期に開催を予定。
千歳市	ちとせ消費者まつり2022	令和4年10月15日	目的：展示や体験を通じて、楽しみながら「暮らしの知識」を深めてもらうこと、「エシカル消費(倫理的消費)」普及推進の観点から、一人ひとりにできることを考えるきっかけを与えること。 会場：北ガス文化ホール(千歳市民文化センター) 内容：企業の展示ブース、食品や野菜の直売コーナー、協賛企業からの提供品配布 来場者数：812人
	ちとせ消費者まつり2023	令和5年10月14日	目的：展示や体験を通じて、楽しみながら「暮らしの知識」を深めてもらうこと、「エシカル消費(倫理的消費)」普及推進の観点から、一人ひとりにできることを考えるきっかけを与えること。 会場：北ガス文化ホール(千歳市民文化センター) 内容：企業の展示ブース、食品や野菜の直売コーナー、協賛企業からの提供品配布
滝川市	詐欺被害防止セミナー	令和4年6月～ 令和5年3月	滝川警察署、滝川消費者協会、滝川市役所が合同で上記セミナーを実施。8団体8回実施。それぞれ参加者は約20～40名。 警察の講話、滝川消費者協会「菜の花劇団」による寸劇(警察官を騙る特殊詐欺)の実施。 迷惑・不審電話対策機能付き電話機の紹介。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
富良野市	出前講座	6月22日、1月20日	消費者被害を未然に防止するため、高齢者を対象とした講座を開催。
	広報紙による啓発	毎月（通年）	市の広報誌に相談事例などを利用して啓発活動を行った。
	成人式における啓発チラシの配布	令和5年1月8日	新成人向けの消費者啓発チラシを配布
	高校卒業生への啓発チラシの配布	令和4年3月1日	高校卒業生へ消費者啓発チラシを配布
登別市	消費者被害に関する勉強会書面研修（介護事業者向け）	令和4年8月	消費者被害にあったとの認識に乏しい介護サービス利用者に対する気づきの視点や対処法について、登別市消費生活センター及び登別市地域包括支援センター、登別市社会福祉協議会が作成した個人ワークを各事業所において実施していただいた。
	令和4年度消費者被害防止ネットワーク定例会議	令和4年10月	登別市消費者被害防止ネットワーク構成団体に対し、普段の見守り活動や高齢者と関わる中で消費者被害を未然に防ぐため、気づき、つなぎについて役立てるよう講師を招いて講演を行った。
恵庭市	出前講座	令和4年5月29日、6月17日、8月18日 令和5年2月2日	主に高齢者を対象に悪質商法・金融詐欺・食品に関することや、特定商取引法・割賦販売法などの法律についてなど、安全な消費生活に役立つ知識の紹介を通じて、教育・啓発を行った。令和4年度は5回開催、参加者計135名。
	街頭啓発	6月～11月（毎月1回）	消費者被害に遭わないために、住宅街を広報車で巡回しながら注意喚起の放送を流した。令和4年度は6回（1回あたり1時間程度）実施。
	講習会	令和4年11月3日 令和5年2月1日	一般市民に対して、料理講習を通じて、食の知識や食品ロス、食の安全や消費に関する正しい知識を普及した。令和4年度は2回開催、参加者計52名。
	消費者被害防止セミナー	令和4年5月28日	巧妙化している特殊詐欺に関することやキャッシュレスに関することを関係機関と連携し、消費者被害の実例紹介や防止対策等を学び、市民を被害から守るための正しい知識の普及を図った。令和4年度は1回開催、参加者46名。
	特殊詐欺被害防止啓発	令和4年11月25日	特に高齢者を狙った特殊詐欺被害が頻発していたことから、被害拡大防止に係る街頭啓発を警察と連携して実施した。令和4年度は1回開催、参加者10名。
	消費に関するパネル展示	令和4年5月25日、5月28日、7月1日、8月8日、10月30日	消費生活や食品ロスに関するパネル展示を市内商業施設等で実施することで啓発を実施した。令和4年度は6回開催。
伊達市	伊達消費者協会等との連携による高齢者被害防止啓発事業	随時	伊達消費者協会と連携して、消費生活パネル展示や街頭啓発においてリーフレット等を配布することにより、消費者啓発及び消費者被害の未然防止に努めた。伊達市地域包括支援センターと連携して、特殊詐欺被害防止啓発ポケットティッシュや消費者被害防止啓発リーフレットを配布し、地域の見守り活動に供した。
	二十歳を祝う会の対象者及び高等学校卒業生に対する啓発事業	令和5年1月8日 令和5年2月22日	インターネットやスマートフォンの普及等による若年層の消費者被害の増加があることから、二十歳を祝う会の主催者（伊達市教育委員会）に依頼して啓発リーフレット等を配布した。また、伊達消費者協会の協力により市内2高等学校卒業生に対し、消費者庁発行のチラシや国民生活センター発行の啓発リーフレット等を配布した。これらの事業を行うことにより、消費者被害に対する認識を高めてもらうことにつなげるとともに、被害の未然防止に努めた。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
北広島市	パネル展示による啓発、街頭啓発	令和4年5月16日～ 令和4年5月31日 令和4年10月3日～ 令和4年10月14日	①悪質商法防止啓発パネル展 ②消費者の日悪質商法被害防止啓発キャンペーン ③消費生活展 悪質商法被害の防止や、食品ロス、SDGsなどについてのパネル展を実施した。 悪質商法被害の防止を図るため、街頭啓発を実施した。
	市内団体及び高校での出前講座	令和4年8月26日、10月5日、10月12日、11月2日、11月9日、令和5年2月24日	市内団体に対して出前講座を開催し、市の消費者行政や特殊詐欺に関する消費生活問題について説明し、消費者被害防止を図った。 市内高校に対して出前講座を開催し、成年年齢引下げの影響や注意点等について説明し、若年層の消費者被害防止を図った。
	消費者大会	令和4年10月10日	講師に弁護士の村千鶴子氏を招き、「消費者はなぜだまされるのか～賢い消費者になるために～」のテーマで基調講演を実施した。約300名の参加があり、消費者問題について学んだ。
	市内高校での出前講座	令和5年4月5日	市内高校に対して出前講座を開催し、成年年齢引下げの影響や注意点等について説明し、若年層の消費者被害防止を図った。
	パネル展示による啓発、街頭啓発	令和5年5月16日～ 令和5年5月31日 令和5年11月5日	①悪質商法防止啓発パネル展 ②消費者の日悪質商法被害防止啓発キャンペーン ③消費生活展 悪質商法被害の防止や、食品ロス、SDGsなどについてのパネル展を実施した。11月は実施見込み。 悪質商法被害の防止を図るため、街頭啓発を実施した。
	消費者大会	令和5年10月9日	詐欺、悪徳商法をテーマとした基調講演
石狩市	消費者月間（消費者大会、消費パネル展）	令和4年5月23日～ 令和4年5月31日 令和5年5月22日～ 令和5年5月31日	消費に関するパネル展と、消費に関する講演会
	高齢者スマホ教室	令和4年10月19日 令和5年10月	高齢者にスマートフォンの便利な使い方や注意点を教示
	出前講座・縁ジョイクラブ	令和4年4月～ 令和6年3月 随時	要望のあった高齢者等の団体等の集会に出向き、消費生活に関する注意喚起を寸劇等を交えて行う。
	消費バス研修	令和4年9月16日、 令和5年8月25日	工場や農場、資料館等の施設見学とバス車内での消費生活に関する啓発
当別町	出前講座	5月28日、6月11日、2月13日	町内会、高齢者クラブ等からの申請に基づき、相談員が講師となって、被害者にならないための対処法や詐欺の手口をまとめたDVDを放映、参加者からの質問や意見交換などを交えた講座を実施。
	街頭啓発	8月15日、10月14日	「当別町消費者被害防止ネットワーク」関係機関と連携し、商業施設前や金融機関前において、特殊詐欺被害防止のための街頭啓発を実施。
木古内町	振り込み詐欺被害防止街頭啓発	令和4年6月、8月、10月	年金支給日に町内各金融機関において、関係団体の協力を得ながらチラシや啓発グッズを配布し、振り込み詐欺被害防止の街頭啓発を実施した。
	振り込み詐欺被害防止街頭啓発	令和5年6月、8月、10月	年金支給日に町内各金融機関において、関係団体の協力を得ながらチラシや啓発グッズを配布し、振り込み詐欺被害防止の街頭啓発を実施する。
八雲町	広報誌による周知	令和4年9月	「消費者ホットライン」188について、当町広報誌9月号へ掲載し、町民に対する周知を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
江差町	1. 老人会 シニアライフ応援事業（出前講座） 2. 認知症カフェ	令和4年7月27日、 9月7日	江差町役場内の地域包括支援を担当する系の事業に参加し、消費生活相談所周知及び、相談事例を交え特殊詐欺の注意喚起やチラシ、ステッカーの配布を行った（江差町消費生活相談所として初めての取組み）。
	出張相談所・警察との啓発活動	令和4年8月25日、 9月13日 令和5年1月10日、 7月10日、7月24日	R4. 8月22日 地域カフェで出張相談開始（月2回） R4. 9月13日 町内の高齢者宅を訪問し特殊詐欺被害防止の呼びかけを行う。 R5. 1月10日 110番の日スーパー前での特殊詐欺防止の呼びかけ。（警察署主体） R5. 7月10日 町内の高齢者宅に訪問し「詐欺被害防止」と「防災・減災」の注意喚起を行う。 R5. 7月24日 町内の一般住宅に訪問し特殊詐欺被害被害防止の注意喚起を行う。
今金町	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	令和5年4月	町内回覧にて、特殊詐欺防止啓発セットを町内全戸（約2,250戸）へ配布（通帳類用エコケース＋キャッシュカードケースのセット）※商品納入遅れや回覧物量の都合により、令和5年4月に配布しています。
	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	令和5年6月～令和6年3月	啓発用グッズ等を作成し全戸配布
倶知安町	悪徳商法追放街頭啓発宣伝行動	令和4年5月	宣伝カーにて町内を巡回し、悪徳商法や詐欺への注意を呼びかけた。 また、町内各所において啓発グッズ（ティッシュ、訪問販売お断りステッカー）を配布した。
	食品ロス削減パンフレットの作成	令和4年9月～ 令和5年3月	「SDGsクッキング」という冊子を作成・配布し、家庭での食品ロス削減について広く周知・啓発を行った。
岩内町	共和町寿大学	令和4年10月6日	寿大学参加者へ特殊詐欺被害の事例紹介・パンフレットの送付を行った。
南幌町	出前講座	令和4年9月26日、 12月15日	北海道消費者協会より借用したDVDと資料をもとに、悪質商法事例や対処方法等について出前講座を行う。
奈井江町	注意喚起チラシ「ないえ消費生活ニュース」の配布	年一回	国や道、消費生活センター等から送られてくる情報提供をもとに、町民に対して消費生活の注意喚起チラシを配布する。 昨年度（R4）は「アフィリエイト広告」と賃貸住宅の注意事項について、チラシを作成・配布し、注意喚起を行った。
上砂川町	啓発活動	令和4年5月2日、10月14日、12月15日	消費者月間の啓発活動及び10月・12月の年金支給に伴い、町内金融機関3箇所において特殊詐欺被害防止のため街頭啓発を行った。
	みんなの消費生活展	10月14日	賢い消費者を目指す事を目的に毎年開催。令和4年は、「持続可能な社会へ向けて 私たちができること」をテーマに開催し、フードドライブを初めて実施した。その他消費被害防止のためのクイズを実施、省エネ生活、地産地消、災害に向けた防災コーナーを設け、啓発と普及に努めた。
	消費生活懇談会	令和4年7月19日	国際情勢から食料品の値上げが進んでいることから、食品ロスやエネルギーの大切さを学ぶ。
	地区懇談会	令和4年12月6日	特殊詐欺、悪質商法被害の防止を図る。
	学習会	令和5年1月26日、 3月2日	疲れ目の講座及びプラスチックごみの分別やりサイクルの仕組みについて学ぶ。
	みんなの消費生活展	令和5年10月7日	賢い消費者を目指す事を目的に毎年開催。テーマは、「三世代交流―持続可能な社会へ向けて私たちができること」。子ども園園児、小学生、中学生のイラスト、ぬり絵等により、このまちや地域のためにできること、思うことをひと言書いてもらい展示する。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
栗山町	第49回消費者のつどい	令和4年8月28日	●実施内容：「暮らしに役立つアイデアの紹介」をテーマに体験コーナーやパネルを設置し、消費生活に関わる情報や知識を広く周知した。 ●実施場所：栗山町勤労者福祉センター
月形町	IP告知端末機を活用した情報提供	5月～3月	平成23年度より町内全戸に設置されているIP告知端末機を活用し、町内で目撃された訪問販売業者の情報や道内で多発している被害事例等の情報を提供した。
	消費者啓発パンフレットの配布	9月	北海道消費者行政推進事業補助金を活用し、消費者啓発パンフレットを作成。町内全戸に配布した。
浦臼町	消費者向け啓発資材の購入・配布	令和4年9月7日、令和5年2月1日 町内に啓発資材発送	振り込み詐欺やクーリングオフについての消費者被害に対する問題意識を喚起するために、パンフレット、ハンカチ、チラシを配布した。
新十津川町	消費生活啓発チラシの配布	令和4年11月	定期購入や多種多様な詐欺に対する注意喚起のチラシを作成して全戸配布し、周知啓発を行った。
幌加内町	消費者教育・啓発事業	複数回実施	若年層や高齢者等を対象とした消費者教育・啓発事業を支援し広域的に消費者被害防止を図る。 令和4年度実施実績：小学校2回、中学校2回、高校3回 (実施主体⇒土別地区広域消費生活センター) 消費者相談事例研修(幌加内町より1名参加)
	消費者教育・啓発事業	複数回実施	若年層や高齢者等を対象とした消費者教育・啓発事業を支援し広域的に消費者被害防止を図る。 令和5年度実施予定：小中高複数回ずつ実施、高齢者向けセミナー適宜開催
鷹栖町	消費者啓発物品の配布	令和4年4月1日～令和5年3月31日	高齢者世帯への見守り活動特時に「特殊詐欺注意メモ帳」を配布した。
	特殊詐欺警報発令のぼりの設置	令和4年5月1日～令和5年3月31日	公共施設など、町内21箇所に特殊詐欺発令のぼりを設置。
	小中学校での出前講座	令和4年7月11日	町内小中学生を対象に、「デジタルシティズンシップ」に関する講演会を開催
	消費啓発パンフレットの配布	令和4年4月1日～令和5年3月31日	対象者に消費生活に関するパンフレットを配布。 対象者：小学4年生、小学6年生、中学3年生、はたちのつどい参加者
	食品ロスに関するセミナー	令和4年10月15日	「食品ロス」をテーマに親子を対象としたセミナーを開催。
東神楽町	シニアスマートフォン教室	令和4年12月21日	スマートフォンを持っていない・購入を検討しているシニア世代の者を対象に、スマートフォンの基本操作、アプリの活用方法などを紹介。また、スマートフォンによる不当請求の体験と対策を学ぶ機会を作った。
	愛食まつりの開催	令和5年10月1日	愛食まつり～干し野菜等の食品ロス削減レシピの紹介、実演を行い、商品ロス削減に係る啓発などを実施した。
比布町	ぴっぷ消費生活ニュース	2ヶ月に1回(第1水曜日)	2ヶ月に1回、比布町広報紙に消費生活に関する主な事例や消費者へのアドバイスを掲載している
美瑛町	公共施設へのポスターの掲示	随時	町内公共施設等に詐欺の注意喚起をするポスターを掲示した。
上富良野町	上富良野町消費者協会街頭啓発	令和4年9月15日	町内にあるスーパーや銀行の店先で詐欺に関するリーフレット、消費者協会ポケットティッシュを配布し啓発活動を行った。
	ふれあい広場	令和4年8月22日	消費者協会のブースにて、ポスター掲示やリーフレットの配布、消費者クイズなどを織り交ぜ啓発活動を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
美深町	特殊詐欺撲滅啓発	令和4年6月15日	全国各地で特殊詐欺の被害が後を絶たない現状から、主に高齢者を対象とした町民への注意喚起を起こすため街頭啓発を行う予定で検討していたが、未だに新型コロナウイルスが終息していないことから、金融機関の窓口職員から、来られた町民へ啓発資材を配布し、注意喚起を行った。（郵便局、北洋銀行、北星信用金庫、北はるか農協にて実施）年休支給日15日にあわせて取組実施
	振り込め詐欺撲滅街頭啓発	令和4年10月14日	全国各地で特殊詐欺の被害が後を絶たない現状から、主に高齢者を対象とした町民への注意喚起を起こすため街頭啓発を行う予定で検討していたが、未だに新型コロナウイルスが終息していないことから、金融機関の窓口職員から、来られた町民へ啓発資材を配布し、注意喚起を行った。（郵便局、北洋銀行、北星信用金庫、北はるか農協にて実施）年休支給日15日にあわせて取組実施
増毛町	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	令和5年2月	消費者啓発用チラシの作成・配布 令和5年2月 一般消費者向けの啓発として「くらし安全安心だより（「自分はだまされない」という人ほど危ない!）」を町広報誌に折り込み、全戸に配布した。（1,900部）
苫前町	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業「賢い消費者づくり教室」	令和5年2月18日	講座名「初めてのスマートホン「よろず相談所」」（参加者6名 講師（株）ドコモビジネスソリューションズ北海道北支店 三浦氏外1名） 時間 午前10時～12時（会場 苫前地区コミュニティセンター1階 大会議室） 内容 「スマートフォンのプランや契約の相談」「基本的な使い方」など
	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業「賢い消費者づくり教室」	令和5年1月31日	講座名「苫前町消費者教育セミナー「学校訪問講座」」（参加者12名 講師 苫前町住民生活課環境生活係 下田主査） 時間 午前11時50分～12時（会場 北海道苫前商業高等学校 視聴覚室） 内容 「成人年齢引き下げ後の消費者トラブル状況」「消費トラブル防止のポイント」
枝幸町	ハマナス大学における消費者講演会の実施	令和4年9月28日	ハマナス大学（高齢者の生涯学習の場）において、稚内市消費者センター消費生活相談員を講師として招へいし、高齢者をねらった訪問やインターネット、電話などによる詐欺や悪質商法への対策や、暗号資産取引や送り付けなど新たな手口による事例の紹介とともに、被害にあったしまった場合の相談方法やクーリングオフ制度による契約の解消の方法に関する講演を行った。
	枝幸ハマナス大学における消費者講演会の実施	令和5年9月27日	昨年同様、高齢者をねらった訪問やインターネット、電話などによる詐欺や悪徳商法への対策等の照会や解消の方法などについて講演いただく予定となっている。
美幌町	出前講座	随時	自治会・学校・地域活動団体等からの依頼により、消費者被害未然防止のための出前講座を行った。 【令和4年度実施状況】 テーマ：悪質商法・特殊詐欺に気を付けて！ 開催回数：7回（延べ参加人数：338名）
	町広報誌への消費生活相談Q & A掲載	毎月	町の広報誌に消費生活相談事例を掲載し、啓発を行った。
津別町	出前講座	令和4年12月19日	令和4年4月1日より青年年齢が18歳に引き下げられたことによる、就職後や大学進学後の労働・年金などの知識を身に付けるための講話を実施（3年生対象）。1、2年生へパンフレットを配付。
清里町	広報チラシ折り込みによる啓発業務	令和4年10月	広報とともに、消費活動に係る注意喚起のチラシを配布

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
小清水町	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	悪質化が進む特殊詐欺等の消費者問題に対し、中・高生を含む若年層を中心とした地域住民を対象に、消費者啓発のぼり旗等の購入及び設置により、消費者問題意識の向上と被害の未然防止を図った。
訓子府町	啓発用パンフレット配布事業	2月	町民に対して、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入し配布。 購入数：2,300部 配布先：広報誌配布対象町内全戸【町広報誌折り込み】 ※残部は相談窓口を設置
置戸町	啓発用パンフレット配布事業	令和4年12月1日、 令和4年11月15日、 令和5年1月8日	①小・中学生に対して、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：230部（小学校150部・中学生80部） 配布先：小学校1校、中学校1校 ②一般町民に対して、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：1,410部 配布先：広報誌配付対象町内全戸 ③新成人に向けて、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：30部 配布先：置戸町成人式参加者へ配布
	啓発用パンフレット配布事業	令和5年11月～ 令和6年1月	①小・中学生に対して、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：230部（小学校150部・中学生80部） 配布先：小学校1校、中学校1校 ②一般町民に対して、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：1,450部 配布先：広報誌配付対象町内全戸 ③新成人に向けて、消費者教育・啓発として普及啓発パンフレットを購入（作成）し配布。 購入数：30部 配布先：置戸町成人式参加者へ配布
佐呂間町	消費生活啓発リーフレットの広報折込	令和5年2月1日、3月1日	啓発用リーフレットを購入し、町広報の折込にて全戸に2回配布した。
遠軽町	消費者被害防止街頭啓発	令和4年10月7日	依然として後をたたない詐欺被害の未然防止を図るため、町内の関係団体と連携し、商業施設等の前でPR用たすきを着用し街頭啓発を行うとともに啓発資料の配布を行った。
湧別町	消費生活パネル展	令和4年12月1日～ 14日	町のイベント等に合わせて、消費生活センターから借用したパネルを掲示し、相談先の電話番号等を記載したポケットティッシュを配布している。
	啓発資料の配布	令和4年12月	消費生活に関する啓発資料を配布した。中高生にはボールペンやパンフレットを配布した。
豊浦町	豊浦町消費者被害防止ネットワーク	令和4年4月～令和5年3月	当年度においても当町消費者被害防止ネットワーク（平成28年7月設立）活動を実施し、関係各所と情報共有を行うことで町民への啓発等を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
白老町	令和4年度消費生活パネル展、街頭啓発	随時	パネル展：R4. 5. 17～31（消費者月間にあわせて実施）、R5. 1. 6～20（20歳を祝う会にあわせて実施） 街頭啓発：R4. 5. 30（町内スーパー等店舗前：2店舗） R4. 8. 10（町内金融機関店舗前：4店舗）、R4. 12. 15（町内金融機関店舗前：3店舗） 資材設置：R4. 4（町内金融機関：9店舗）、R4. 8（町内郵便局：5店舗）、R4. 12（町内郵便局：5店舗） 若年層に向けた被害事例ポスター及びリーフレット配布：R4. 9. 13（町内高校：2校）
	令和5年度消費生活パネル展、街頭啓発	随時	パネル展：R5. 5. 17～31（消費者月間にあわせて実施） 街頭啓発：R5. 5. 30（町内スーパー等店舗前：2店舗） R5. 8. 15（町内金融機関店舗前：3店舗）、R5. 12予定（町内金融機関店舗前：3店舗）、R6. 1. 7予定（20歳を祝う会にあわせて実施） 資材設置：R5. 4（町内金融機関：8店舗）、R5. 8（町内郵便局：5店舗）、R5. 12予定（町内郵便局：5店舗） 若年層に向けた被害事例ポスター及びリーフレット配布予定（町内高校：2校）
厚真町	北海道消費者行政推進事業	令和4年1月27日配布	インターネット通信販売による定期契約の注意点について啓発チラシを作成し、被害を防止した。
洞爺湖町	北海道消費者行政推進事業補助金	令和4年9月広報にて全戸配布	町内でインターネット通販を介した詐欺などの消費者被害が増加傾向にあったことから、町内全戸を対象にインターネット通販トラブル防止リーフレットの配布した。
	消費者教育啓発セミナー開催事業	令和5年2月17日	相続、後見制度など終活に係ることについて理解してもらうため、シニアライフプランのセミナーを開催した。
平取町	消費者教育・啓発・広報事業	町広報4月号	町広報誌において成年年齢引き下げに伴い18歳からできること、20歳からでしかできないことを若年者へ啓発
浦河町	消費者の日・街頭啓発	令和4年5月24日	主催：浦河消費者協会・浦河町消費生活センター ・町内スーパー前にてチラシやパンフレット配布による啓発活動 ・町内全域新聞折込チラシ配布 ・消費者に係るパネル展や特殊詐欺など被害防止の啓発 ・フリーマーケットや地場製品の販売
	消費生活大学	令和4年9月29日	主催：浦河消費者協会・浦河町消費生活センター ・町内全域新聞折込チラシ配布 ・町職員による「SDGsについて」の講演
	消費生活展	令和4年10月21日	主催：浦河消費者協会・浦河町消費生活センター ・町内全域新聞折込チラシ配布 ・消費者に係るパネル展や特殊詐欺など被害防止の啓発 ・フリーマーケットや地場製品の販売
様似町	消費者問題未然防止に係る啓発物の作成	3月上旬	高齢者被害等の防止に係る詐欺等の注意喚起をしたクリアファイルを作成し、配布を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
音更町	音更町消費者生活出前講座	随時	新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、平年時並の延べ32回の出前講座を開催し808人の参加があった。講座の内容としては、最近の消費者トラブルや悪質商法についての現状の手口等を紹介し、その対処法を学んでもらうことで消費者被害の防止に努めた。
	音更町消費生活センターだよりの発行	年度中4回	音更町消費生活センターだよりを年度中4回（6月、9月、12月及び翌3月）発行し、全戸へ配布した。 ・6月（第50号）特集「本当に「簡単に高額収入」！？副業や儲け話の情報商材にご用心！」 ・9月（第51号）特集「個人情報に盗まれる！？フィッシング詐欺にご注意を」 ・12月（第52号）特集「商品が届かない！？☆ネット通販・詐欺サイトにご用心」 ・3月（第53号）特集「お気軽に☆消費生活センターをご活用ください」
士幌町	消費啓発用パンフレット配布	令和5年2月～3月末	マイナンバーカード受け取りのため来所した児童生徒、保護者に対し、リーフレットを配布した。
	消費啓発用パンフレット配布	令和5年12月頃	「しほろ女性まつり」に会場した方々へ、リーフレットを配布し、意識向上を図る。
鹿追町	町広報誌及び町ホームページにおける啓発事業	通年	消費生活相談員による相談日の周知や悪徳商法の手口等を町広報誌及び町ホームページに掲載。また、年1回、消費者教育用パンフレットを配布し、町民に対する啓発を強化している。
新得町	啓発活動	毎月	毎月町広報誌に啓発記事を掲載
	啓発活動	令和5年1月	新成人に「くらしの豆知識」を配布
清水町	高齢者向出前講座	5月27日、6月9日、6月10日、10月4日、10月8日、11月24日、3月13日	悪質商法の手口や対処法について学ぶ
	啓発チラシ	7月2日、3月24日、成人式	・18歳から大人になり、できること気を付けることの啓発 ・押し買いの手法について ・ネット通販の注意喚起 ・悪質商法の手口トラブル等について
芽室町	専門相談窓口の開設（法律無料相談）	令和4年8月～	相談員のみでは対応に限りのあるような相談にも対応するために、弁護士を招いての相談会を3回開催し、11名の利用者に弁護士から助言した。消費生活センターの開設時間外である平日夜間に実施し、相続や離婚などの相談内容に対応した。この無料法律相談窓口の開設を住民に周知するために、新聞折込チラシ、町の広報誌にも掲載した。
	消費生活展	令和5年11月	芽室消費者協会の重点的な取り組みである「消費者被害の防止」、「私たちと環境の健康を守るために」、「生活の安全を確保するために」の活動を通じて得た情報をパネル展示等により紹介する展示会を開催する。隔年開催事業。
中札内村	村文化祭でのパネル展示	令和4年11月13日	特に多い相談内容等を啓発するためにパネルを作成し、村民文化祭の行事にあわせてロビーで啓発パネルを展示した。
	村広報紙へ消費者生活情報掲載、及び会報の発行		消費者問題などを年4回程度村広報誌へ掲載、独自の会報発行

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
更別村	消費者啓発リーフレット	令和4年12月	住民の消費者力を上げて消費者トラブルに巻き込まれないようにするため、啓発リーフレットを村内の高齢者団体（架空請求対策）、小中学校（消費者教育関係）、高校（ソーシャルメディア関係）、新成人（消費生活全般）に配布。
広尾町	消費者教育・啓発資料配布事業		消費者教育・啓発資料配布
幕別町	まちづくり出前講座	令和4年7月20日、9月14日、9月28日、11月10日、12月14日、令和5年1月16日、1月29日 （基本申し込みがあれば随時対応）	特殊詐欺、消費者トラブルに関する出前講座を7回実施。202人参加
	啓発活動	令和4年5月、10月ほか	・5月の消費者月間において、消費生活に関するパネル展及び図書展示を実施した。 ・毎年10月15日の年金支給日に、金融機関の店舗に啓発品を配置して、来店者に配布するなどの啓発活動を実施した。 ・その他、毎月消費者被害防止ネットワークニュースを発行（広報紙に掲載）して全戸配布しているほか、成人式で新成人に「暮らしの豆知識」を配布するなど、若年層に対する啓発活動を実施した。
豊頃町	地域ネットワーク構築に向けたチラシ、消費者被害防止啓発パンフレットの作成・配付	1月	地域における多様な主体等との連携強化に向けて、地域ネットワークの構築を図る。 消費者教育・啓発及び広報誌等への周知により、町民への積極的アピールと地域住民の消費問題意識の喚起及び消費者被害の未然防止を図る
本別町	消費者問題啓発チラシ折込	令和5年3月1日	高齢者の電話による詐欺被害が増加していることから、消費者被害を未然に防ぐ為の啓発チラシを町広報に折込み、町内全戸に配布することで消費者への知識向上と注意喚起を図った。
足寄町	消費生活出前講座	随時	町内の老人クラブや自治会、小中高等学校に対し、消費者問題全般（要望に応じて内容を決定）の基礎的な知識や情報提供を行い、消費者トラブル予防のための啓発を行っている。
	町広報誌への掲載	毎月	町の広報誌において消費生活に関わる知識や情報を提供している。
浦幌町	振り込め詐欺等啓発キャンペーン	令和4年6月15日	悪質な訪問販売、新卒の振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が後を絶たず、また、多重債務に苦しむ方が増えている。このような被害を防ぐために、消費者協会及び浦幌駐在所職員により浦幌町内の金融機関前にて、パンフレット及び啓発物資の配付を行った。
	第44回浦幌女性まつり「あいフェスティ」に参加	令和5年3月5日	第44回浦幌女性まつり「あいフェスティ」にて消費者協会による啓発ブースを作成し、パンフレット及び啓発物資の配付、アンケート調査（57名）を行った。
釧路町	消費者被害未然防止啓発事業	通年	・役場庁舎、各支所窓口、保健福祉センター、各会館等へ啓発品を設置し、消費者被害に対する意識啓発を図った。 ・啓発チラシ等を町内会回覧板を活用して配布し、啓発を実施した。
	消費者被害未然防止啓発事業	令和4年8月8日	・釧路町消費者協会・釧路警察署と合同により、町内大型店舗での特殊詐欺防止等消費者被害未然防止に係る啓発品の配布を行い、幅広い年齢層へ啓発を行った。

市町村名	事業名	開催日等	事業内容等
厚岸町	消費生活講演会の開催	令和4年8月28日	【講師】フリーアナウンサー 笠井 信輔氏 【テーマ】アナウンサーのコミュニケーション術～特殊詐欺にだまされないために～ 【内容】実際に自宅へかかってきた詐欺の電話を録音したやりとりなど数種の事例を紹介し、知っていれば詐欺の被害を防げるなど話術と笑いを交えて分かりやすく説明した。 【来場者数】45人
	消費者啓発リーフレット及び消費者啓発カレンダー配布	令和4年10月、12月	北海道消費者行政推進事業補助金を活用して、消費者啓発リーフレット及び消費者啓発カレンダーを作成し、町内全戸に配布した。 【配布数】3,600枚 【配布先】町内全戸（残部は窓口に設置） 消費者被害防止啓発物の作成・配布により、住民の消費者問題への関心を高め、被害未然防止や拡大防止、住民の意識啓発が図られた。
浜中町	啓発活動	令和4年5月25日	町と浜中消費者協会が連携して作成した啓発用品を、コープはまなかの特売日に合わせて店舗前でパンフレットとともに配布。町民の消費者問題への関心を高めるとともに、消費者ホットライン「188」の普及活動を実施した。 ※写真は配布の様子。JA青年部が牛乳の消費拡大のための無料配布を同日に行っていたため、来場者も多く広く周知するために非常に有効な事業となった。
	啓発活動	令和5年5～10月までに各1日	町と浜中消費者協会が連携し、これまで作成してきたポケットティッシュとウェットティッシュを高校前、霧多布保育所前、コープはまなか前でパンフレットとともに配布することにより、幅広い世代の町民の消費者問題への関心を高める活動を実施する。
標茶町	標茶消費者協会との連携、町広報紙による特殊詐欺等の啓発	通年	・毎月発行される町広報紙にて特殊詐欺等をはじめとした、消費生活による豆知識を発信した。
	北海道消費者行政強化事業消費者セミナー	令和5年2月18日	「ゲノム編集と食の未来」を演題としたセミナーを開催し、消費者問題への知識を深めた。
弟子屈町	(R4) 消費者被害防止のための啓発活動	9月30日・3月12日	高齢者の集会等に参加する町民を対象に振り込め詐欺・特殊詐欺について、問題意識の喚起と消費者被害の未然防止を図った。
	(R5) 消費者被害防止のための啓発活動	随時	町内大型店舗やイベント、高齢者の集会等に参加する町民を対象に振り込め詐欺や特殊詐欺についての啓発活動を行う。
別海町	令和4年度第75・76回別海町成人式に係る周知	第75回：令和4年12月25日、第76回：令和5年1月7日	新成人を標的とした詐欺被害防止に関するリーフレットを配布した。
標津町	消費生活相談窓口周知及び啓発パンフレットの配布	年間2回（夏・冬の長期休暇前）	学校を通じ消費被害事例等を記載したパンフレットの配布や相談窓口の連絡先を周知の実施により住民より相談等の事案があった。 対応した職員が適切な助言ができ、また関連機関を紹介することで被害を未然に防ぐことができた。 今後も窓口周知や各種啓発活動、職員の研修受講を継続し、消費者被害トラブルの未然防止を図る。
	消費生活相談窓口周知及び啓発パンフレットの配布	年間2回（夏・冬の長期休暇前）を予定	昨年度同様にパンフレットを配布予定
羅臼町	令和5年成人式での啓発リーフレット配布事業	令和5年1月7日	新たに作成した啓発リーフレットを、令和5年成人式において新成人に配付した。

訪問販売お断りステッカー活用状況

振興局	作成・入手枚数 (A)	活用・配布枚数 (B)	世帯数 (R5. 1. 1) (C)	普及率 (D (B/C))
空知	96,325	88,083	146,756	60.0%
石狩	345,256	454,184	1,308,313	34.7%
後志	67,200	68,017	108,992	62.4%
胆振	195,910	179,951	204,261	88.1%
日高	11,900	12,000	33,767	35.5%
渡島	49,490	51,093	206,288	24.8%
檜山	45,500	26,424	17,986	146.9%
上川	124,030	129,925	254,193	51.1%
留萌	16,600	17,501	22,773	76.8%
宗谷	2,200	6,192	31,771	19.5%
オホーツク	115,110	109,987	141,017	78.0%
十勝	258,150	232,673	171,401	135.7%
釧路	127,640	92,342	121,957	75.7%
根室	9,030	5,158	34,806	14.8%
全道	1,464,341	1,473,530	2,804,281	52.5%

訪問販売お断りステッカー普及率
(活用・配布数/世帯数)

